

一般社団法人日本パラフェンシング協会  
理事・委員 旅費支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラフェンシング協会(以下「本協会」という)の理事・委員・職員・正会員(以下「協会関係者」という)が、本協会事業に従事・協力する場合に対して支給する旅費に関し基準を定めたものである。本協会の強化指定選手および強化スタッフ等が参加する合宿や大会派遣にかかわる旅費の支給については別に定める。

(旅費の支給)

第2条 協会関係者が業務・事業のため出張・旅行した場合に対し旅費を支給する。

- 2 協会関係者以外の者が本協会の依頼に応じ、協会の業務を遂行するため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。
- 3 協会関係者が旅行中に大きなケガ・病気または死亡した場合には、本協会理事会の承認に基づき、当該家族に対し協会関係者の見舞い、入院や治療行為、葬儀などのために移動する際の旅費を支給することができる。

(旅費発生にかかわる業務等)

第3条 旅費の発生する業務は、本協会理事会の認めた事業等にかかわる業務とする。協会関係者が事業の参加者となる場合、旅費は発生しない。

(旅費の種類)

第4条 この規程に基づく旅費とは、交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、バス運賃、車賃等)、宿泊費、日当とする。駐車場料金およびレンタカー料金は旅費に含めない。

(旅費の支給・精算)

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、振込口座を本協会にあらかじめ登録し、本協会は原則として当該口座に対して銀行振込により旅費を支給する。

(旅費の計算)

第6条 交通費の計算は、計算ソフトや地図ソフト等を利用した最も経済的な通常の経路および方法によって計算する。実際に利用した経路と計算した交通費に相違がある場合は、本協会事務局長がその理由を審査したうえで、実際に利用した経路の交通費を支払うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、本協会は、助成金を原資の全部または一部とする事業においては、当該助成金の受給にあたり課された定めを優先し、助成金の予算額等も勘案して合理的な旅費額を支給することができる。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃の額は、次の各号に定める旅客運賃(以下「運賃」という)、急行等料金、座席指定料金とする。乗車する際に必要な荷物運賃は本協会事務局長がその理由により承認する場合に限る。

- (1) 乗車に要する運賃

- (2) 普通列車に乗車する区間が、同一列車により 50 キロメートル以上の場合、または合計100キロメートル以上の場合の急行・特別急行料金および新幹線料金
- (3) 普通列車に乗車する区間が、同一列車により 50 キロメートル以上の場合、または合計100キロメートル以上の場合の座席指定料金
- (4) 普通列車の運行がない区間で、急行・特別急行料金および新幹線に乗車の必要がある場合の料金

#### (船 賃)

第8条 船賃の額は、旅客運賃、座席指定料金、寝台料金とする。また、船賃の等級を 3 階級に区分する船舶による旅行の場合には中級の運賃、運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅行の場合には下級の運賃とする。ただし、本協会事務局長が合理的理由に基づき承認する場合に限り、乗船する際に必要な荷物運賃も含まれる。

#### (国内航空賃)

第9条 国内の空路利用は、原則としてその経路の鉄路・車路が 800 kmを超える場合にのみ認められ、国内航空賃の額は、原則として往復割引・早期割引・パック料金など経済的な方法を利用することを前提に、現に支払った旅客運賃とする。航空賃の計算および清算は、領収書および搭乗証明書または搭乗券の半券等の提出によって行うものとする。

#### (海外への航空賃)

第 10 条 海外への航空賃の額は、原則として往復割引など経済的な方法を利用することを前提に、本協会または旅行会社等の手配により定めるものとする。また、海外への航空賃には、空港利用料、燃油料、発券手数料、ビザ発給のための諸費用等を含むことができる。

#### (車 賃)

第 11 条 自家用車等を利用する車賃の額は、全路程を通算し1キロメートル(小数点以下切り捨て)につき37円とする。ただし、業務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合は、本協会事務局長の承認により実費とすることができる。また、上記車賃には高速料金等が含まれ、別に支払わない。

#### (国内宿泊料)

第12条 国内宿泊料の額は、原則として早期割引・パック割引など経済的な方法を利用することとし、1泊の料金上限10,000円以内での実費とする。宿泊費の清算は、領収書および宿泊証明書の提出によるものとする。ただし、事業主催者が宿泊先を指定する場合は、本協会理事会の承認により、上限を超える宿泊費を支給する。また、宿泊の利用は以下の場合とする。

- (1) 事業開始時間から換算して自宅の出発が 8 時より前になる場合
- (2) 事業終了時間から自宅の到着が 21 時より後になる場合
- (3) 合宿・大会・研修会等により宿泊が必要な場合
- (4) その他、本協会理事会が認めた場合

#### (海外宿泊料)

第13条 海外宿泊料の額は、原則として早期割引・パック割引など経済的な方法を利用することとし、本協会または旅行会社等の手配により定められ、1泊の料金上限は 20,000 円とし、実費での清算とする。ただし、現地の状況を勘案し安全性の確保が優先される場合、大会主催者等が宿泊先を指定する場合は、

本協会理事会の承認により上限を超える宿泊費を支給する。

(国内日当)

第14条 1日を通じた業務に対し、食事・業務先近郊交通費の替わりとして、本協会理事会の承認により、1日2,000円を上限として国内日当を支払うことができる。

(海外日当)

第15条 1日を通じた業務に対し、食事・業務先近郊交通費の替わりとして、本協会理事会の承認により、1日3,000円を上限として海外日当を支払うことができる。

(旅費の調整)

第16条 本規程の例外的適用については、原則として本協会の理事会が全て事前承認する。

- 2 旅行目的の性質上または旅行先の事情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、本協会の理事会がこれを減額または増額することができる。
- 3 この規程に定めるほか、この規程の実施に関し必要な事項は、本協会の理事会がその都度定める。
- 4 助成金を利用する場合等は、助成元の規程によることとする。

(変更)

第17条 この規程は、本協会理事会の決議により変更することができる。

附則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。